

定 款

中 外 鋁 業 株 式 会 社

中外鋁業株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、中外鋁業株式会社と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 鋁業、製錬業、金属加工業および鍍金業
2. 肥料その他化学工業品の製造および販売
3. 前 2 号に関する原料および製品の売買および輸出入業
4. 地質、鋁床、土質、水質等の調査並びに測量、試錐、物理化学探査、坑道開さくおよび分析等の請負業
5. 不動産の所有、売買、貸借、交換、仲介、斡旋および管理並びに不動産特定共同事業法に基づく事業
6. 土木、建築工事の請負、企画、設計および監理
7. 土石採取業
8. 運送業
9. 農林業および観光事業
10. 産業廃棄物の処理および金属回収業
11. 広告宣伝業
12. 損害保険の代理店業務
13. 労働者派遣事業
14. スポーツ施設、宿泊施設、各種福利厚生施設の企画、設計、施工、経営並びに会員権の販売および斡旋
15. 医療施設、健康施設、養老施設の企画、設計、施工、経営

16. 農作物、水産物、林産物の販売
17. 食品、飲料水、酒類の製造、加工、販売および輸出入
18. 医薬品、医薬部外品、化粧品等の製造、販売および輸出入
19. 貴金属、美術工芸品、宝飾品の製造、販売および輸出入
20. 健康機器、介護用品の製造、販売および輸出入
21. 仏壇、仏具、神具の製造および販売
22. コンピュータソフトウェアの企画、開発並びに関連機材、電子機器および同部品の設計、製造、加工、再生、販売および賃貸
23. 工作機械、金属加工機械、淡水化装置、起重機、鉱山機械、土木機械、測定機器、事務用機器、医療用機器、土木建築用機械、農業用機械、自動販売機、菓子製造機器等の製造、販売、賃貸並びにその据付け工事および修理
24. 債務の保証および債権の売買並びに資産運用
25. 有価証券の保有、売買、運用その他の投資
26. 投資事業組合財産の運用および管理運営
27. 質屋業および古物売買業
28. 古物市場の運営、オークションの主催、インターネット上のマーケット・オークション等の管理・運営
29. 電力等のエネルギー供給、販売、管理、運営等の業務
30. 太陽光エネルギー等を利用したエネルギーシステムの構築、製造、販売
31. 玩具、遊戯用具の企画、設計、製造、販売、輸出および輸入
32. キャラクター商品の販売、卸業および企画・開発
33. 映画、ビデオソフト、DVD、CD等の映像および音楽に関する製品の企画、製作、販売、輸出、輸入および賃貸
34. 図書、雑誌等印刷物の企画、出版並びに販売

- 35. スポーツ・映画・音楽録音物・演芸その他各種イベント・イラストデザインの企画制作、運営、運営代行事業、興行並びに関連商品の製造・販売
- 36. 通信回線を利用したソフトウェアの提供および販売
- 37. インターネット等を通しての通信販売業務
- 38. カフェおよび飲食店等の企画、開発、管理および経営
- 39. 前各号に関するコンサルタント業、割賦販売および販売物件のリース業
- 40. 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査役
- 3. 監査役会
- 4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、5千794万5千株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に対して請求(以下「売渡請求」という。)することができる。但し、当社が売り渡すべき単元未満株式の数の自己株式を有しないときは、この限りでない。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株主権行使の手續その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(電子提供措置等)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当社の取締役は、12名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議により選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

- ② 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関しては法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

（員 数）

第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。

（選任方法）

第29条 監査役は、株主総会の決議により選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任 期）

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第31条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。

（監査役会の招集通知）

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（報酬等）

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(監査役会規則)

第34条 監査役会に関しては法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当の基準日)

第37条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

② 前項の金銭には利息を付けない。

附 則

第6条（発行可能株式総数）、第9条（単元未満株式についての権利）、第10条（単元未満株式の売渡請求）の変更は、2025年10月1日から実施する。

なお、本附則は第6条、第9条、第10条の変更の効力発生後、削除されるものとする。

昭和26年10月15日	改正
昭和57年7月29日	改正
平成3年6月27日	改正
平成6年6月29日	改正
平成14年6月27日	改正
平成15年6月27日	改正
平成16年6月29日	改正
平成18年6月29日	改正
平成21年6月26日	改正
平成22年6月29日	改正
平成25年6月27日	改正
平成27年6月26日	改正
平成28年6月29日	改正
平成29年6月29日	改正
令和元年6月27日	改正
令和3年6月29日	改正
令和4年6月29日	改正
令和6年6月27日	改正
令和7年6月27日	改正